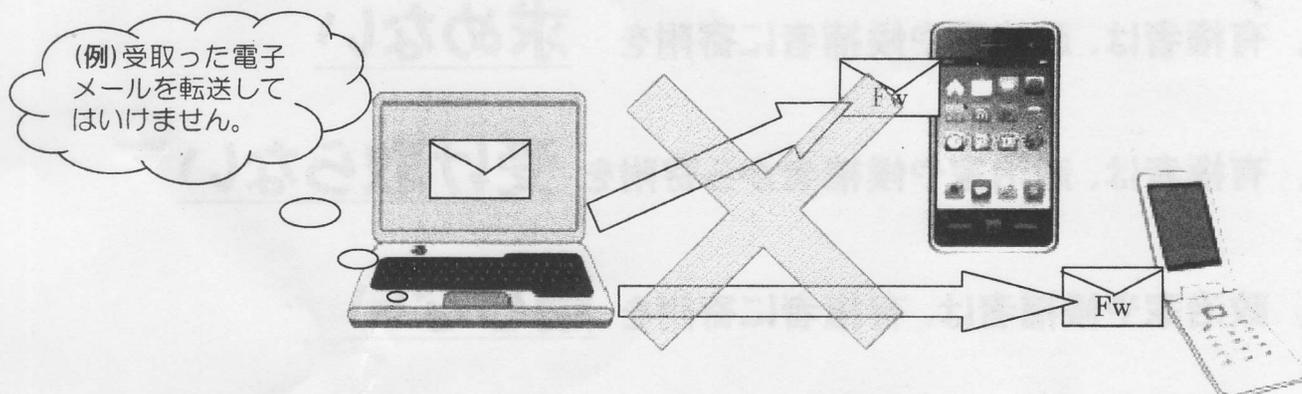




インターネットを使った 選挙運動にご注意ください

公職選挙法が改正され、この夏に執行が見込まれる参議院議員選挙から、一般有権者もインターネットを使った選挙運動ができるようになります。しかし、まだ規制された点も多く、罰則をもって禁止された行為がありますから、有権者の方は次のようなインターネットの利用に注意して、明るい選挙となるようお願いいたします。



※次の行為については禁止の対象となりますので、ご注意ください。

1. 選挙運動期間外にインターネットを利用して選挙運動をすること。
2. 電子メールを使って、候補者・政党への投票や当選を呼びかけること。
また、候補者・政党から送られた選挙運動用電子メールを転送すること。
3. 選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して頒布すること。
4. 候補者に対して悪質な誹謗中傷をしたり、なりすましをすること。
5. インターネットが身近な未成年が、インターネットを利用して選挙運動をすること。このような場合、保護者の方に監督責任があります。

等々

詳しくは、総務省ホームページへ。<http://www.soumu.go.jp>

ネット選挙運動 総務省

検索